

高砂市新庁舎広告付庁舎案内板設置事業仕様書

本仕様書は、高砂市新庁舎（以下「新庁舎」という。）に設置する広告付庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 設置場所

高砂市役所新本庁舎 1 階風除室内（設置位置は別紙図面のとおりに）

2. 設置期間

令和 3 年 1 0 月 1 日以後の市が指定する日から 5 年間

※ 設置工事等の日程については、市と協議すること。

3. 事業内容

事業内容は以下のとおりとし、広告付庁舎案内板設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、民間企業等の広告主（以下「広告主」という。）を募集し、庁舎案内板に広告を掲載することで得られる広告収入により、当該庁舎案内板の設置及び維持管理の経費を賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

- (1) 庁舎案内板の設置
- (2) 庁舎案内板の適正な維持管理
- (3) 庁舎案内板に掲載する広告主の募集及び掲載
- (4) 庁舎案内板の設置時における職員に対する操作研修の実施

4. 庁舎案内板の仕様等

設置する庁舎案内板は、次のとおりとし、詳細については、市と協議するものとする。

(1) 庁舎案内板本体の規格

ア 高さ 2,000mm×幅 4,030mm×奥行 150mm 以内とすること。

イ 庁舎案内板は壁面固定式とし、地震等の際の転倒に対する防止策等を十分講ずること。

また、庁舎案内板の設置する壁面は、本体の一部を埋込するため、アに合わせた寸法（高さ及び幅）を開けているため、壁面との隙間が大きい場合は、プレート等で隙間を隠す処理を行うこと。

ウ デザインについては、色覚障がい者に配慮した配色等で行い、周囲と調和が取れたものとする。

エ 庁舎案内板の構成は、地図枠、フロアマップ枠、庁舎案内枠、情報モニター枠、市民憲章等枠及び広告枠で構成すること。

オ 照明等は消費電力量の低減に配慮するものとし、稼働についてもタイマー等の機器により自動制御できるものとする。

カ 音声の発する機材の設置は認めないものとする。

(2) 地図枠

- ア 国土地理院の地図をベースとして作成すること。
- イ 地図は、市内全域と市役所周辺の地図で構成すること。
- ウ 市役所周辺地図には山陽電車伊保駅までの範囲を含め、市役所各庁舎名、公共施設及びバス停の表示を行うこと。
- エ 公共施設・災害時の避難場所など市が指定した施設等を分かりやすく表示すること。
- オ 携帯電話やスマートフォン等によるQRコードの読み取り等により、地図情報、公共施設、ルート案内をできる表示をすること。
- カ 地図の掲載内容の更新は、年1回以上行うこと。
- キ 地図上に広告主の表示を行うことができるものとする。

(3) フロアマップ枠

- ア 新本庁舎及び分庁舎のフロアマップとし、1階及び2階は必ず作成すること。
- イ 色分けや平仮名及び英語などの表記も行い、詳細な表示内容等については、市と協議の上、決定すること。
- ウ 組織改正など表示内容に変更が生じた場合は、速やかに更新すること。

(4) 庁舎案内枠

- ア 新本庁舎、分庁舎及び南庁舎の組織、諸室等を分かりやすく表示すること。
- イ 色分けや平仮名及び英語などの表記も行い、詳細な表示内容等については、市と協議の上、決定すること。
- ウ 組織改正など表示内容に変更が生じた場合は、速やかに更新すること。

(5) 情報モニター枠

- ア モニターは43インチ程度とすること。
- イ 会議及び催事の予定表等を表示できるものとする。
- ウ 表示内容については、WEBブラウザを利用して市職員による更新が可能な仕様とすること。

(6) 市民憲章等枠

- ア 庁舎案内板上部に横並びで、市民憲章、プライダル都市高砂宣言及び核兵器廃絶平和都市宣言を作成すること。
- イ 文面及びマーク等は別紙のとおりとする。

(7) 広告枠

- ア 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真、名称、電話番号等について表示することができる。
- イ 広告を表示する場合は、広告枠の広告主が地図上でどこに位置するのか分かるように座標番号等で表示させておくこと。
- ウ 筐体内に収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。
- エ 設置事業者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲載、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を自己の負担により行うこと。
- オ 設置事業者は、原則として、本社、支店または営業所が市内に所在する企業等の広

告を掲載するよう努めること。

カ 設置事業者は、広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し、掲載する際には、高砂市広告掲載要綱及び高砂市庁舎壁面等広告掲載基準を遵守すること。

なお、設置事業者は広告主の選定及び広告の内容について、市の審査を受け、承認を得なければならない。

キ 市は広告主及び広告内容が高砂市広告掲載要綱及び高砂市庁舎壁面等広告掲載基準に適合しないと認めるとき、または、広告の掲載が適当でないと認めるときは、設置事業者に対し、広告内容の修正及び広告掲載の中止を指示できるものとし、設置事業者は、これに従わなければならない。この場合において、市は広告主又は設置事業者に対し賠償の責を負わない。

ク 広告及び広告募集に関する第三者からの苦情が発生した場合は、設置事業者の責任において広告主とともに解決すること。また、事業期間内において問題が生じた場合においては、速やかに地図・広告等を更新すること。

(8) その他

ア 庁舎案内板の設置にあたり、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導等の支障とならないよう配慮すること。

イ 庁舎案内板の設置及び撤去並びに表示内容の変更に関する作業にあたっては、作業日程、作業内容等について、市と事前に調整の上、行うこと。

ウ 庁舎案内板の設置にあたっては、転倒や落下をしないよう安全かつ確実に設置することとし、事業の実施期間中、万が一事故が発生した場合は、設置事業者の責任をもって対応すること。

エ 故障等については、設置事業者において速やかに対応することとし、庁舎案内板には故障等があったときの連絡先を明記すること。

5. 庁舎案内板の維持管理等

(1) 庁舎案内板の定期的な点検、清掃等を行うこと。

(2) 庁舎案内板に故障が発生したときは、速やかに点検、修理を行うこと。

(3) 庁舎案内板の操作マニュアルを作成し、市に提出すること。

6. 施設使用等

(1) 庁舎案内板の使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

(2) 行政財産の目的外使用許可の期間については、初年度が令和4年3月31日までとし、以降は、公用・公共用としての使用の必要性や使用状況等を勘案して、市に支障がないと判断する場合において、1年以内の範囲で当該使用許可を更新することができるものとする。

なお、更新については、申込内容及び許可の条件を変更しないことを原則とし最大5

年を限度とする。

- (3) 行政財産の目的外使用については、許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。また、市の承認を得ずに用途を変更することはできないものとする。
- (4) 設置事業者は、高砂市行政財産使用料条例（昭和62年10月1日高砂市条例第28号）に基づく使用料及び必要経費（電気代、通信費用等）を市が指定する期日までに、市に納付しなければならない。
- (5) 設置事業者は、企画提案書に掲載した広告料（年額）を毎年度、市が指定する期日までに市に納付しなければならない。
- (6) 広告料とは別に、行政財産の目的外使用料（令和2年度は1平方メートル当たり年額5,400円）が必要となる。また、電気を使用する場合は、その使用料については、消費電力等に応じ算出した額を、市に納付すること。
- (7) 設置期間が1年に満たない年度の広告料及び行政財産の目的外使用料については、月割りにより算定した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- (8) 庁舎案内板の制作、設置及び維持管理（表示内容の変更を含む。）並びに事業期間終了後の撤去に係る一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、市と設置事業者との協議の上、決定するものとする。